

平成30年度
大分県自立支援協議会
第2回 地域移行専門部会

日時：平成31年3月18日(月) 14:00～15:30

場所：大分県庁舎別館 B11会議室

大分県福祉保健部障害福祉課

公表資料は一部省略

目 次

(1) 平成30年度の活動報告について	1
精神障がい者地域移行ワーキングの取組	2
アドバイザー派遣事業の実施状況	3
(2) 来年度の取組等について	4
精神障がい者地域移行・地域定着体制整備事業	5
アドバイザー派遣事業	6
(3) 地域生活支援拠点等整備について	7
厚生労働省 行政説明資料	8
大分県内市町村における整備の現状等	12
(4) その他	13
来年度の年間スケジュール(案)	14
「地域移行・地域定着支援事例集」の更新	15
大分県障がい者計画	16

【別冊】地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】

【別冊】地域移行・地域定着支援事例集【第1次改訂版】

【別冊】大分県障がい者計画～抜粋～

【別冊】大分県居住支援協議会資料

(1) 平成30年度の活動報告について

精神障がい者地域移行ワーキングの取組

アドバイザー派遣事業の実施状況

平成30年度 精神障がい者地域移行ワーキングの取組

目的	精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行及び地域定着の促進、並びに精神障がい者が地域で安心して暮らせる体制の整備について検討を行い、地域移行及び地域定着を推進する。																																																																														
構成員	メンバー：12名 (所属：精神科病院、相談支援事業所、相談支援機関、市町村、保健所)																																																																														
H30年度 事業実績	<p>【検討経過】</p> <p>開催回数：年5回（6／25、8／3、9／26、1／30、3／26 予定）</p> <p>年間目標：①ピアサポーターの養成 ②精神障がい者地域移行・地域定着研修の企画 ③居住の場の確保に向けた取組の検討</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域移行ワーキング</td> <td></td> <td></td> <td>第1回 (6/25)</td> <td></td> <td>第2回 (8/3)</td> <td>第3回 (9/26)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第4回 (1/30)</td> <td></td> <td>第5回 (予定)</td> </tr> <tr> <td>①ピアサポーターの養成</td> <td></td> <td></td> <td>養成案 作成・検討</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">→</td> <td>ピアサポーター 募集開始</td> <td>選考</td> <td>面談</td> <td>養成研修 WG参加</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②研修</td> <td></td> <td></td> <td>企画</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">→</td> <td>研修開催 (10/1, 16)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③居住の場の確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>居住支援 協議会 (7/27)</td> <td></td> <td>居住支援 協議会部会 (9/7)</td> <td></td> <td>アンケート 発送・集計</td> <td>居住支援 協議会 (12/21)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>退院後支援 マニュアル 策定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【成果】</p> <p>①ワーキングメンバーからの推薦による募集を行い、養成研修と面接の結果で「大分県精神障がい者ピアサポーター」として3名を登録した。</p> <p>②今年度の研修は、「退院後支援」の取組が開始となったこともあり、医療・地域の連携を深めるため、医療従事者、地域援助事業者、行政（保健所、市町村）を対象として開催。大分県精神科病院協会の協力も得て、管理者向け1回、実務者向け2回の計3回実施することができた。内容は、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関する動向と事例紹介等とした。</p> <p>③居住の場の確保に関するアンケート調査を実施。居住支援協議会とも連携し、課題を共有することで、次年度以降の取組を検討するための準備を行った。</p>		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	地域移行ワーキング			第1回 (6/25)		第2回 (8/3)	第3回 (9/26)				第4回 (1/30)		第5回 (予定)	①ピアサポーターの養成			養成案 作成・検討	→			ピアサポーター 募集開始	選考	面談	養成研修 WG参加			②研修			企画	→			研修開催 (10/1, 16)						③居住の場の確保				居住支援 協議会 (7/27)		居住支援 協議会部会 (9/7)		アンケート 発送・集計	居住支援 協議会 (12/21)				その他						退院後支援 マニュアル 策定						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																			
地域移行ワーキング			第1回 (6/25)		第2回 (8/3)	第3回 (9/26)				第4回 (1/30)		第5回 (予定)																																																																			
①ピアサポーターの養成			養成案 作成・検討	→			ピアサポーター 募集開始	選考	面談	養成研修 WG参加																																																																					
②研修			企画	→			研修開催 (10/1, 16)																																																																								
③居住の場の確保				居住支援 協議会 (7/27)		居住支援 協議会部会 (9/7)		アンケート 発送・集計	居住支援 協議会 (12/21)																																																																						
その他						退院後支援 マニュアル 策定																																																																									
2019年度 事業計画 (予定)	<p>開催回数：年5回</p> <p>年間目標：①ピアサポーター活動の検討 ②居住の場の確保に向けた取組の検討 等 (平成30年度第5回ワーキングで検討予定)</p>																																																																														

平成30年度アドバイザー派遣事業の実施状況について

○ 杵築市地域自立支援協議会 専門部会（就労支援・子ども支援・生活支援）

平成30年9月26日（水） 14:00～

派遣アドバイザー： 首藤 辰也 氏（別府市）

石川 博一 氏（宇佐市）

依頼内容： 自立支援協議会を定期的に開催するため、協議内容の設定とその運営方法についての助言及び委員への意識向上を図るため

支援内容： 自立支援協議会委員及び専門部会委員に対する研修

- ・「ともに生きるネットワーク 宇佐市自立支援協議会」
- ・「別府市自立支援協議会の取り組み」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 36名（杵築市事務局職員含む）

○ 佐伯市地域自立支援協議会 サービス等利用計画部会

平成30年11月22日（木） 14:00～

派遣アドバイザー： 石川 博一 氏（宇佐市）

依頼内容： 自立支援協議会の活性化及び運営方法についての助言

支援内容： 自立支援協議会サービス等利用計画部会委員に対する研修

- ・「ともに生きるネットワーク 宇佐市自立支援協議会」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 13名（佐伯市事務局職員含む）

○ 竹田市自立支援協議会

平成31年3月1日（金） 13:30～

派遣アドバイザー： 首藤 辰也 氏（別府市）

青山 昌憲 氏（別府市）

依頼内容： 自立支援協議会の活性化及び地域生活支援拠点等整備について

支援内容： 自立支援協議会委員に対する研修

- ・「別府市自立支援協議会の取り組みの紹介」
- ・「地域生活支援拠点等の整備について」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 25名（竹田市事務局職員含む）

(2) 来年度の取組等について

精神障がい者地域移行・地域定着体制整備事業

アドバイザー派遣事業

(3) 地域生活支援拠点等整備について

厚生労働省 行政説明資料

大分県内市町村における整備の現状等

行政説明資料

～地域生活支援拠点等について～

厚生労働省

社会・援護局 障害保健福祉部

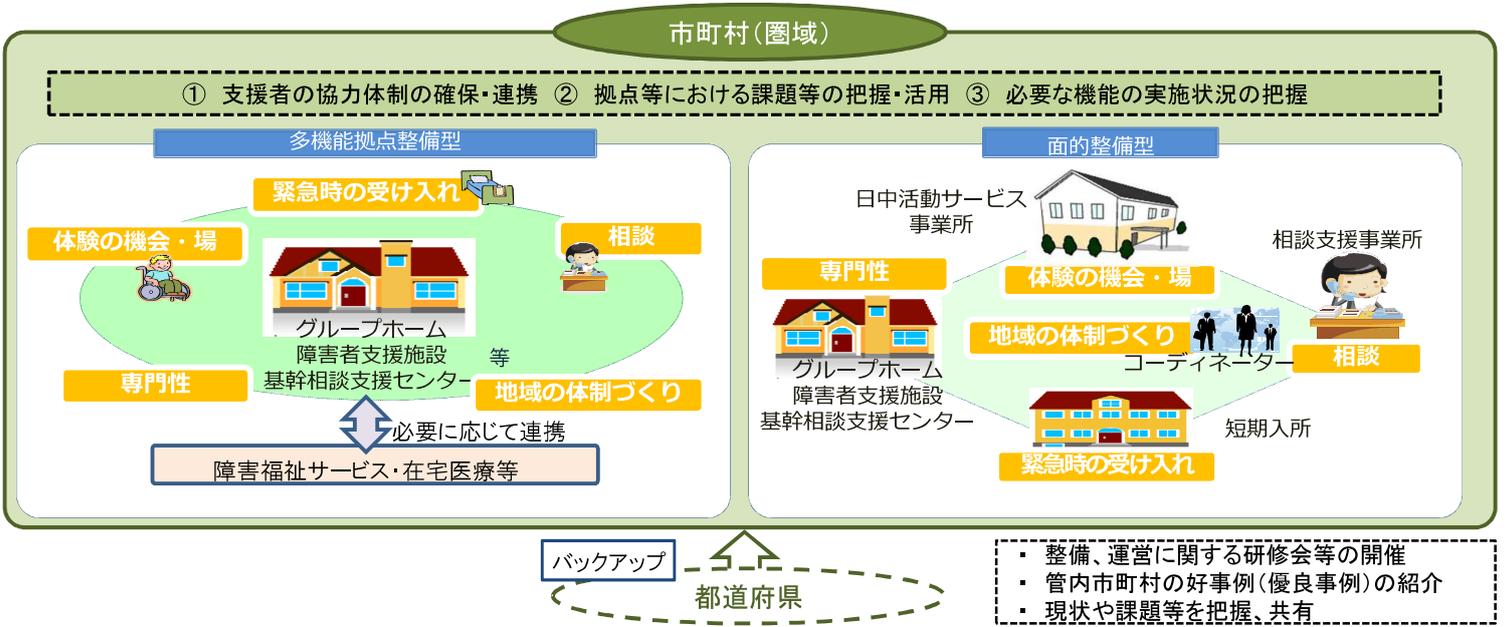
障害福祉課

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

平成29年7月7日

趣旨

- 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

- 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。
 - ① 相談
 - ② 緊急時の受け入れ・対応
 - ③ 体験の機会・場
 - ④ 専門的人材の確保・養成
 - ⑤ 地域の体制づくり
- ※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。
- ※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

- 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。
- 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

- 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。
- 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

【必要な機能の充実・強化】

- 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。
- 効果的な運営の継続
 - ・ 市町村の定期的な評価
 - ・ 拠点等の取組情報の公表(普及・啓発)

【都道府県の役割】

- 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①: 居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

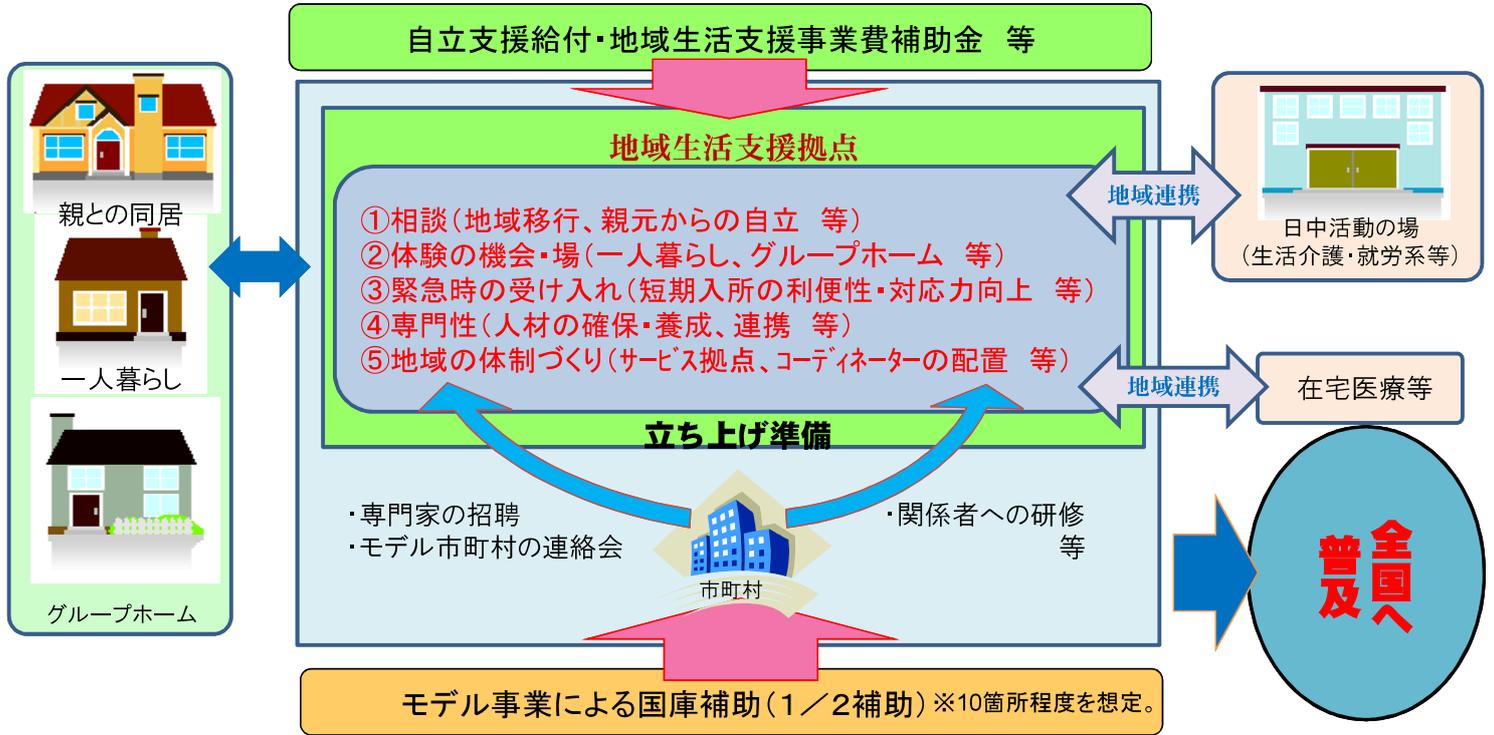
パターン②: 地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業

平成27年度予算額
25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。



地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352圏域)

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受け入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回(月4回を限度)等

【緊急時の受け入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受け入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算 (I) 120単位/日 → 180単位/日(利用開始日から7日間を限度)等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日(初日から5日目まで)
+50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

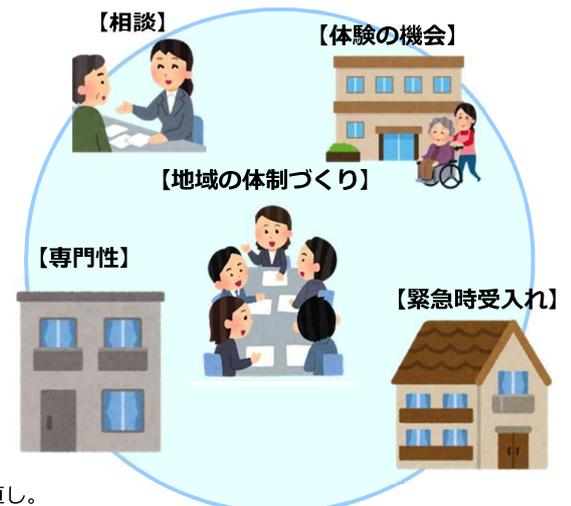
【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者の配置 7単位/日(体制加算) 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月(月1回限度)

地域生活支援拠点等



大分県内市町村における地域生活支援拠点等の整備の現状及び今後の課題・計画

H30年10月

圏域	市町村	整備状況 H32年度 末まで	現状	今後の課題・整備計画
東部	別府市	●	・4つの基幹相談支援センター(校区割)を拠点として位置づけ、拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりについては整備済。 ・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済としたい。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・拠点の主な機能である②緊急時の対応③体験の機会・場④専門性について、協議を進めていく。 ・世代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
	杵築市	○	・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済としたい。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・世世代代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
	国東市	○	・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済としたい。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・世世代代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
	姫島村	○	・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済としたい。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・世世代代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
	日出町	○	・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1~2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済としたい。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。	・世世代代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
中部	大分市	●	・H30.9.1「大分市障がい者相談支援センター」運営開始。 ・拠点事業の運用において、複数法人(18法人)による協力体制を構築している。	・365日対応することとなったが、24時間の相談支援体制の構築は職員の負担が大きい等から困難であると判断し、24時間365日対応の相談支援体制が今後の検討課題。
	臼杵市	○	・自立支援協議会が活発に取り組める体制であり、市内事業所間の連携も取りやすい状況にある。 ・大手の法人が入所施設を運営しているため、活用できないか検討している。	・拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりから体制をつくりたい。
	津久見市	○	・相談体制は、社会福祉協議会や相談支援センターのおかげで電話での24時間体制はできている。 ・行政や社会福祉協議会等とも一緒に協働できる体制は整っている。	・障害者入所施設が一切なく、ショートステイにも市内では対応できない。精神専門医がいない。
南部	由布市	○	・障害者入所施設の提供体制が充実している。 ・中学校区圏域で3カ所整備するのか、市内で1カ所に整備するのかの検討中。	・拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりから体制をつくりたい。
	佐伯市	●	・市相談支援センターを核とした地域生活支援拠点の面的整備は達成。佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内に身体・知的・精神・児童の各分野の専門知識を持つ相談員を配置。相談支援事業所と障がい者就業・生活支援センター、介護保険包括支援センターが1つの施設に設置されているため、障がい者が関わるサービス等の連携が容易となっている。	・佐伯市の現状における課題や今後の活動等について、検討を行う場がない。 ・人材の確保。
豊肥	竹田市	○	・3障がい(身体、知的、精神)別に相談支援を委託しており、事業所間の連携が薄い。 ・自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備についての情報共有ができていない。	・市内に点在する社会資源の洗い出しを行い、既存施設の役割の検討が必要。 ・社会福祉協議会と連携して拠点整備を進められないか検討していきたい。
	豊後大野市	○	・自立支援協議会の各部会での議論が行いやすい体制が出来ている。 ・身体、知的、精神の障がいに対応出来る入所や短期入所の施設があり、緊急時の受け入れ体制の整備が可能と考えられる。	・特定相談支援事業所を増やし、地域の相談体制でサービス提供体制の現状を確認、必要なサービスの把握等ができる体制づくり。 ・事業所における専門職等の人員確保が困難。
西部	日田市	○	・重症心身障がい児者を対象としたグループホーム、短期入所、生活介護の機能を備えた施設が、H30年4月から運営開始。	・障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備え、地域での安心感を担保し、障がい者等の生活を地域全体で支える体制の構築を図る。
	九重町 玖珠町	○ ○	・施設・事業所などの社会資源が少なく、町単独での整備は困難である。玖珠郡(九重町・玖珠町)内での連携が必要。これまでも、玖珠郡(九重町・玖珠町)での合同で自立支援協議会を開催。	・玖珠郡内(玖珠町、九重町)で「相談」、「体験の機会・場」の機能は既存の事業所により対応可能。 ・地域全体で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用していく。
北部	中津市	○	・平成29年度より、基幹相談支援センターを開所し、中津市の相談体制の中心として機能し、相談支援専門員のスキルアップを目的に研修会の開催もしている。 ・短期入所は2事業所あるものの、知的・精神障がい者に対応する事業所がないため、市内の福祉ホームや他市の事業所に頼らざるを得ない状況。	・知的・精神障がい者を受け入れることができる短期入所の確保が必須。 ・基幹相談支援センターにコーディネートを行うことを検討。
	豊後高田市	○	・相談支援事業所と連携が取れている。	・社会資源の不足。
宇佐市	宇佐市	○	・緊急時には特定相談支援事業所と市が対応・調整し、市内事業所や医療機関に受入をお願いしている。	・コーディネートを行う機関がないため、地域定着支援を活用し、特定相談支援事業所がコーディネーターとなり緊急時の対応を行うことを検討。 ・短期入所事業所はあるが、他市からも利用希望者が多く確保が困難。
	計	3	15	

(4) その他

来年度の年間スケジュール（案）

「地域移行・地域定着支援事例集」の更新

大分県障がい者計画

2019年度 自立支援協議会 開催スケジュール (案)

	委員の任期	2019年												2020年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
自立支援協議会	2018.10.1 ～ 2020.9.30				第1回協議会												
市町村担当者会議	-				市町村担当者会議												
相談支援・研修部会	2019.1.1 ～ 2020.12.31						第1回部会										第2回部会
地域移行専門部会	2018.7.1 ～ 2020.6.30									第1回部会							第2回部会
精神障がい者地域移行ワーキング	2018.4.1 ～ 2020.3.31												第4回ワーキング		第5回ワーキング		
子ども部会【新設】	2019.3.1 ～ 2021.2.28																第2回部会
		「大分県障がい者計画」(冊子)送付															
		肉付け予算編成 (第2回定例会にて上程)															
		地域生活支援拠点等整備の促進等のため、各市町村訪問(予定) (圏域内の相談支援・研修部会委員にも出席要請予定)															
		報告															

参考〈平成30年度の取組内容〉

自立支援協議会	地域生活支援拠点等整備の促進、市町村の課題等の検討、大分県障がい福祉計画の進捗状況報告、大分県障がい者計画
相談支援・研修部会	圏域会議の開催、地域生活支援拠点等整備の促進
地域移行専門部会	大分県居住支援協議会との連携、大分県障がい者計画、地域移行に関する課題把握、支援策の検討
精神障がい者地域移行ワーキング	ピアサポーター養成、研修の企画等
子ども部会	部会の設立

「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について

更新内容

Ⅱ 大分県の現状

- 1 障がい者手帳所持者数 P. 4～P. 5
平成28年度末時点 → 「平成29年度末時点」に時点修正
- 2 地域移行・地域定着支援等の状況について P. 6
平成28年度 → 「平成29年度」に時点修正
- 3 精神科病院及び在院患者の状況について P. 7
平成28年6月30日時点 → 「平成29年6月30日時点」に時点修正

Ⅲ 地域移行・地域定着支援事例 P. 10～

- ・体裁修正
- ・印刷時の文字切れ等修正

Ⅳ Q & A

相談支援に係るQ & A P. 31～

- ・「平成27年度報酬改定に関するQ & A」のみの掲載を、「平成30年度報酬改定」及び過去の報酬改定で現在も使用されているQ & Aの中から抜粋し、追加修正

来年度の更新

「Ⅱ 大分県の現状」の時点修正の他に、「Ⅲ 地域移行・地域定着支援事例」に新たな事例を掲載できるよう取り組む

大分県障がい者計画について

第1 計画策定の趣旨等

- 1 趣 旨： 障がい者施策を総合的に進めるための基本方針及び、障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画
- 2 策定根拠： 障害者基本法第11条、障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条の22
- 3 計画期間： 平成31(2019)年度～2023年度（5年間）
- 4 位置づけ： 国の障害者基本計画（第4次）等を参考にして策定する県長期総合計画の部門計画
大分県障がい者基本計画（第5期）・大分県障がい福祉計画（第5期）・大分県障がい福祉計画（第1期）

第2 計画のポイント

- 1 策定にあたって
 - (1)「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例(H28.3)」の理念を反映
 - (2)第18回全国障害者芸術・文化祭及び2020東京パラリンピックを契機とする取組を継承
 - (3)障がい当事者等の意見を丁寧に聴取して反映
 - ①障がい当事者12団体
：計66意見のうち6割を反映
 - ②大分県障害者施策推進協議会
：計56意見のほぼ全てを反映
 - (4)新たな基本計画とH29年度に策定した福祉計画を修正・統合して一体的に策定
- 2 基本理念
 - (1)人格と個性を尊重し合える共生社会の実現
 - (2)障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進
 - (3)障がいを理由とする差別のない社会の実現

第3 施策項目

※ □ は障がい福祉計画又は障がい児福祉計画が含まれる部分

1 共生社会実現に向けた理解促進と

- 権利擁護**
- 障がいを理由とする差別の解消の推進
 - 障がい者の権利擁護の推進

2 地域生活支援

- 相談支援体制の整備
- 障害福祉サービス提供基盤の整備
- 在宅サービス等の充実〔成果目標と活動指標〕
- 障がい者の地域生活移行への支援
- 障がいのある子どもへの支援〔成果目標と活動指標〕
- 障がいのある子どもの家庭への支援
- 福祉介護人材の育成・確保
- 福祉用具等の活用促進
- 情報・コミュニケーションの支援

3 保健・医療の推進

- 障がいの早期発見・早期支援
- 医療・リハビリテーションの充実
- 精神保健・医療施策の推進
- 難病患者の医療と療養生活の確保

4 教育の振興

- 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備
- 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

5 雇用・就労、経済的自立の推進

- 障がい者雇用の促進
- 障がい者の職業能力の開発
- 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保
- 福祉的就労の底上げ
- 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築〔成果目標と活動指標〕

6 芸術文化活動・スポーツの推進

- 芸術文化活動の振興
- スポーツ等の振興

7 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

- 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進
- 住宅・公共的施設等の整備
- 移動・交通手段の確保
- 防犯対策の推進
- 防災対策の推進

【パブリックコメントの実施状況】

- 実施期間：H30.12.17～H31.1.21
- 提出された意見：計23件
 - ・計画へ反映したもの・・・・20件
(福祉介護人材の確保について
重度・高齢障がい者の住まいの確保について 等)
 - ・計画の推進にあたり留意すべきもの・1件
(医療の場における合理的配慮について 等)
 - ・その他（既に反映済み等）・・・・2件

大分県障がい者計画 概要

<p>はじめに</p> <p>第1章 計画の基本的方向</p>	<p>1 計画策定の背景と趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 障がいの定義</p> <p>1 計画の基本理念</p> <p>(1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現 (2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進 (3) 障がいを理由とする差別のない社会の実現 ・「障がいの社会モデル」について ・合理的配慮の基本的な考え方</p> <p>2 各分野に共通する横断的視点</p> <p>(1) 障がいの自己決定の尊重及び意思決定の支援 (2) 当事者本位の総合的な支援 (3) 障がい特性等に配慮した支援 (4) アクセシビリティの向上 (5) 障がいを理由とする差別の解消 (6) 総合的かつ計画的な取組の推進</p>	<p>3 精神保健・医療施策の推進</p> <p>(1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進 (2) 医療提供体制の充実 (3) 地域精神保健福祉体制の整備 (4) 精神障がい者の地域移行の推進 (5) 精神障がい者の退院後支援</p> <p>4 難病者の医療と療養生活の確保</p> <p>(1) 在宅難病患者に対する支援の強化 (2) 医療体制の整備 (3) 相談体制の充実</p> <p>第4節 教育の振興</p> <p>1 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備</p> <p>(1) 幼稚園、小学校、中学校等、高等学校 (2) 特別支援学校 (3) 特別支援教育ネットワークの構築</p> <p>2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上</p> <p>(1) 多様な障がいへの対応 (2) 全ての教職員が学べる機会の確保</p>
<p>第2章 障がいの者の動向</p>	<p>1 身体障がい者の状況 2 知的障がい者の状況 3 精神障がい者の状況 6 難病患者の状況 4 発達障がい者(児)の状況 5 高次脳機能障がい者の状況 6 難病患者の状況 7 医療的ケア児の状況 8 大分県障がい福祉計画(第4期)の進捗状況及び今後の課題</p>	<p>第5節 雇用・就労、経済的自立の推進</p> <p>1 障がい者雇用の促進</p> <p>2 障がい者の職業能力開発</p> <p>3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保</p> <p>4 福祉的就労の底上げ</p> <p>5 生活に困難する障がい者を支える仕組みの構築 【成果目標と活動指標】障がい者雇用率の全国順位 等</p> <p>第6節 芸術文化活動・スポーツの推進</p> <p>1 芸術文化活動の振興</p> <p>2 スポーツ等の振興</p> <p>(1) 障がい者のスポーツ機会の拡充 (2) 障がい者のスポーツ環境の整備 (3) 障がい者スポーツの競技力向上 (4) 大分国際車いすマラソン大会の開催</p>
<p>第3章 施策の現状と課題及び今後の方向</p>	<p>第2節 地域生活支援</p> <p>1 相談支援体制の整備</p> <p>(1) 意思決定支援の推進 (2) 総合的な相談支援体制の充実 (3) 自立支援協議会の機能強化 (4) 地域相談支援の利用促進 (5) 船法障がい者の地域移行の推進</p> <p>2 在宅サービス等の充実</p> <p>(1) 在宅サービスの充実 (2) 住まいの場の確保 (3) 入所施設・病院からの地域生活への移行促進 【成果目標と活動指標】地域生活移行 等</p> <p>3 障がいのある子どもへの支援</p> <p>(1) 障がいのある子ども個々の状況に応じた発達支援 (2) よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援 (3) 障がいのある子ども家庭への支援 【成果目標と活動指標】健診におけるアセスメントツールの活用 等</p> <p>4 福祉介護人材の育成・確保</p> <p>5 福祉用具等の活用促進</p> <p>6 情報・コミュニケーションの支援</p> <p>(1) コミュニケーション支援 (2) バリアフリー化の推進</p> <p>第3節 保健・医療の推進</p> <p>1 障がいの早期発見・早期支援</p> <p>(1) 妊婦及び乳幼児の健康管理の充実</p> <p>2 医療・リハビリテーションの充実</p> <p>(1) 障がい児者医療の充実 (2) リハビリテーションの充実</p>	<p>第7節 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進</p> <p>1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進</p> <p>(1) 福祉のまちづくりの総合的推進 (2) 福祉のまちづくりに対する理解の促進</p> <p>2 住宅・公共的施設等の整備</p> <p>(1) 公共的施設の改善整備 (2) 住宅の改善整備 (3) 改善整備に関する情報提供</p> <p>3 移動・交通手段の確保</p> <p>(1) 公共交通機関の改善整備 (2) 道路・交通安全施設の改善整備 (3) 移動支援の充実 (4) 主要生活関連経路におけるバリアフリー化の着実な実施</p> <p>4 防犯対策の推進</p> <p>(1) 防犯対策の推進 (2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p>5 防災対策の推進</p> <p>(1) 防災対策の推進 (2) 防犯・防災関係職員の福祉研修の推進</p>
<p>第4章 推進体制</p> <p>第5章 地域生活支援事業及び障がい福祉サービスの見込み</p>	<p>1 連携・協力体制の確保 2 相互理解の促進</p> <p>3 進捗状況の管理及び評価</p>	<p>1 連携・協力体制の確保 2 相互理解の促進</p> <p>3 進捗状況の管理及び評価</p>